



Title	パレーシアの書物としての北島加奈子による『障害者の倫理』について：ピアーズから系譜学まで
Author(s)	池田, 信虎
Citation	現代哲学・人間学研究. 2026, 2, p. 1-7
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106347
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

パレーシアの書物としての北島加奈子による『障害者の倫理』について¹

——ピアーズから系譜学まで——

池田 信虎

1. 真なる語りと別の生

北島加奈子の『障害者の倫理 フーコーからパラリンピックまで』はパレーシアの書である。

無論、それは本書が理論的根幹として、ミシェル・フーコーが西洋哲学における真理の把握とは異なるものとして取り上げた、ギリシアにおける真理への到達手段である自己への配慮、生存の美学、パレーシアという重なり合った三つの実践に依拠しているから、だけではない。あるいは、同書の第4章における「青い芝の会」の運動がパレーシアとして示されたから、だけではないし、第5章において障害者プロレス団体「ドッグレッグス」をめぐる一連の闘いがパレーシアとして論じられたから、だけでもない。

では、本書はどのような意味においてパレーシアなのか。本節の前半では『障害者の倫理』における第2章の記述を確認することでパレーシアの定義を確認し、後半において、別の生を肯定する真なる語りを分析者として実践したピアーズと北島について、同書の第6章と序論から論じる。

まずはパレーシアの定義について、『障害者の倫理』の第2章²では次のような順序で説明がなされている。フーコーはキリスト教における告白を今日の西洋近代社会に至るまで主体化の典型として論じた。告白、真理を述べる行為、真理陳述は修道院制の発達と共に他者に対して真理を語るものとなり、他者へと服従する主体を生み出す行為へと変わっていったのだ。他者への服従とは異なる主体化を探すため、フーコーはギリシアにおける自己への配慮を論じるようになる。時として靈性とも呼ばれた自己を変容する真理との向き合い方、それこそが自己への配慮であり、本書に従うのならば、その最終的な目的は「生存の全期間を通じて生きる根拠、あるいは、生きる理由にたどり着くこと」である。そして、こうした靈性の一つとして論じられるのが、パレーシアである。率直な語りを意味するパレーシアは古代ギリシア、ヘレニズム・ローマ時代において、師と弟子の両者を真理へと至らしめる語りであるため、一方的な服従関係を成立させえず、反服従の実践である。そして、1984年、フーコーが鬼籍に入るその年、師弟のものとして示されたパレーシアはソクラテスとキュニコス派のディオゲネスが使用したものとして更に語るものが勇気を持って行う真理陳述として再び論じ直されている。

とりわけ、本書のパレーシア解釈が強調するのは、他者へとその生き方や倫理を問いかけるソクラテス的パレーシアが生の様式を問い直すものであるという点である。そして、真なることを語る生であるが故に、ソクラテスによる言語的対話とキュニコス派の生き方は同じパレーシアという語で呼ばれ、後者は次のように論じられている。

キュニコス派は自分自身に配慮し、他の人々にとっても闘いの生として有用である別の生を肯定し、現状の世界とは異なる別の世界の到来を可能にするものとしても、それを肯定した。

さらにそのみならず、別の生が持つ戦闘性をもって、一気に世界を変えようとする生に、別の生は変化するのである。すなわち、今の世界と異なる世界にするためには、別の生が必要だということだ。（北島, 2025: 47）

つまり、パレーシアの本義とは言語的实践であるかどうかではなく、これまでとは別の生を可能とするか否かに関わる実践であるといえよう。また、この別の生は二重化されており、第一にパレーシアによって提示される別の生であり、第二にこの開示による既存の生き方への闘争によって実現される現在とは異なる生である。

さて、本節冒頭の問いへと戻ろう。パレーシアとはまずそれ自体が別の生を示すものでなければならなかった。本書が示した別の生とは何であろうか。本稿が着目したいのは、序論で触れられた北島の意志、すなわち、「研究の道に進むと——それはすなわち、障害者としてではない自己を形成すること——決めたのが筆者自身の意志³」という一節である。実は本書において同じく自らを分析者として位置付けたものがある。第6章にて論じられる元パラリンピック選手であるピアーズである。ピアーズはパラリンピックの言説によって相互依存的に成り立っている諸要素、すなわち、進歩的でエンパワメントする情け深い健常者の専門家、英雄的でエンパワメントされた謝意を示すパラリンピック選手、そして、悲劇的で受動的かつ匿名の障害者たちといった諸々の要素を批判的に分析した。その際、北島と同じく自らを「分析者として、また、パラリンピック言説の生産者と生産物でもある⁴」ものとして位置付けているのだ。両者は共に研究者、分析者という新たな生の観点からこれまでに語られてきた生の問い直しを行っている。そもそも、全く中立かつ客観的な分析者などあり得ない。研究を行うということは、これまでの見解とは異なった視点を示すことによって、別の生を示すパレーシアであり得るのである。

2. 系譜学・由来・身体

さて、前節での議論を経て我々は、別の生を示すという点において、本書がパレーシアの書であることを確認した。しかし、全ての研究がパレーシアではないように、本書がパレーシアであることを真に示すには、またパレーシアがいかにして別の生を成立させるのかについて検討するためには、別の生の二つ目の側面、すなわち、それが闘争を生じるものであることを解さねばならない。また、この問題については『障害者の倫理』の第2章の冒頭⁵においても、フーコーにおける権力論と主体論の連続性という形で触れられている。つまり、問いはこうなる。パレーシアによって示された別の生は、いかなる闘争によって異なる生を実現するのだろうか。

この問いに答えるべく、我々は主体論以前のフーコー、すなわち、フーコーの権力論における系譜学と呼ばれた試みを引いてこよう。

1974年の連続講演「真理と裁判形態」の初回冒頭⁶、フーコーは自らの研究の軸として次の三つを提示している。第一に、十九世紀頃から人間に関する知、個人性に関する知、その個人が正常か異常か、規則の内部にあるのか外部にあるのか、そういったことに関するある種の知が統制と

監視という社会的な諸実践から生じたものであるという歴史分析の軸。第二に、言説の分析という方法論の軸。第三に、主体の理論の再編成という軸。

これら三つの軸を見た時にまず思い浮かぶのはフーコー自身の理論的な変遷であろう。つまり、1960年代には言説に関する理論を提示し、1970年代には監視と処罰の分析によって成立した監獄の制度とその中で形成される近代的な個人の分析、そして以降は前節で扱った自己への配慮やパレーシア論という仕方で主体を論じた。しかしながら、次の三つの理由からそれぞれの軸を段階的、あるいは分離したものとして解してはならない。第一の理由としてフーコーはここで時系列に沿わない形で三つの軸を提示している。仮にここでの記述を彼の思索の歩みとするのならば、第一の軸として言説が来るべきであり、更には言説論が方法論として特異な位置に置かれる点を見逃していることになるだろう。そして、第二の理由として、これら三つの軸の目的が「いかにして社会的な諸実践が新しい対象や新しい概念、新しい技法のみならず、全く新たな主体の形態、認識の主体をも生み出すような知の諸領域を、ついには成立させるのか⁷」を示すことだと論じられている以上、これら三つの軸は分離したものではなく重なり合っていると考えるべきであろう。第三の理由とは、まさしく、これら三つの軸の重層性であり、第一の軸は社会的な諸実践から自明とされてきた主体を歴史的に問い直すものとなっており、第二の軸である言説はここで「戯れ(jeux)として、ゲームとして、アクションとリアクションの、問いと答えの、支配と回避の、あるいは闘いの戦略的な戯れとして⁸」考えるべきものだとし、第三の軸である主体の理論についてもまた第一の軸と第二の軸の交わりとして論じられている。

以上、重なり合った三つの軸を問うために問い直されるのが歴史である。歴史において前提とされる人間主体をその成立過程から問い直す。このことは同時に歴史を単線的かつ絶対的な根源を持つ起源(origine)としてではなく、ある段階において発明(invention)として生じたものとして、翻って歴史をも問い直すことになっている。この発明という語はニーチェが Ursprung と言わぬために Erfindung と述べたことと重ねられて説明されている。

これまでの議論をまとめ、系譜学について見るべき二つ目の資料へと進もう。本節の主題は『障害者の倫理』が採用していたフーコー解釈、すなわち、主体論はいかにして権力論と接続されているのかを問うものであった。この観点は同時に、パレーシアが別の生を示すことによって、既存の生き方へと闘争を仕掛け、それらを乗り越えた新たな異なる生き方をどのように実現するかという問いとも重なるものであった。1974年の講演「真理と裁判形態」において、フーコーは言説の分析という方法論によって、主体の問題と社会实践の問題との両者を同時に扱うことを目的としていた以上、主体と権力の問題を連続して捉えることは妥当であろうが、果たして、主体の理論はいかにして権力との闘争を可能にするのだろうか。

以上の問いに答えるのが1971年にフーコーの著した論考「ニーチェ、系譜学、歴史⁹」である。既に見たように、ニーチェによる系譜学とは歴史を何らかの偶発的な出来事として解することによって、自明かつ不動のものとなっている本質を、起源を、真理を、そして主体をその成立の経緯を追うことによって問い直す試みである。そして、この論考においては起源や奇蹟的起源

(Wunderursprung)に抗する歴史理解として前述した発明の他にもニーチェが用いた一連の語、すなわち、始まり(Anfang)、出現(Entstehung)、そして、出自(Herkunft)が示されている。

出自(provenance)という観点から何が見えてくるのだろうか。第一に、出自はその言葉が示す通り、血縁関係、伝統のつながり、同じ序列といったある集団へのかつて存在した帰属である。そこから出自は更に単一とされる性質や概念について、性質や概念が成立するまでの諸出来事の氾濫を認めることが可能となる。こうして明らかとなった概念が成立するまでの多種多様な出来事はその単一性を脅かす遺産(héritage¹⁰)をもたらす。しかし、何よりも重要なのは出自が肉体(corps)と結びついている点である。

身体、それは諸々の出来事が刻まれる表面であり、(これに対して言語は諸出来事を書き留め、観念は出来事を融解するのだが、)自己が分離する場所であり、(その自我にひとは実体的な統一性という空想を与えようと試みる、)絶え間なく風化する量塊である。出自の分析としての系譜学は、つまり、身体と歴史の繋ぎ目なのである。(Foucault, 1994: 143) ¹¹

まとめよう。性質や概念の出自を検討することによって、それらが具体的にどのような場で成立したのかが明らかとなり、性質や概念について自明のものとされていた統一性は崩れ去る。そして、何よりもこうした系譜学によって明らかとなるのは、ある出来事が刻まれた身体である。換言すれば、出来事を抽象化する観念は出来事を溶かしてしまうが、言語によって具体的な表面、つまりは身体へと書き留められた諸々の出来事という歴史は系譜学によって出自を辿られることによって初めて明らかとなるのである。

単一であると信じられている概念や概念を認識する統一性を持つ主体について、系譜学はその出自を辿ることで、これまでは見えていなかった具体的な身体を浮かび上がらせる。パレーシアもまた、既存の主体、すなわち生きていることを前提としながらもその実、生きているというのがどういう状況であるのかを考慮に入れられていない主体とは異なった別の生の様式を浮かび上がらせるものである。ここまで来ればパレーシアがなぜ別の生を示すことで闘争的に異なる生を示すことになるのかは明らかであろう。つまり、新たに示された生の様式は、これまで不問とされてきた主体の生についてもまた、その身体的な成立の経緯を問うことで、その不動性を揺るがすのである。

3. 三つの社会モデル史：北島、オリバーとサーペイ、フィンケルシュタイン

今こそ、『障害者の倫理』をパレーシアの書として読むことができるだろう。本書は研究を通して別の生を示すものであった。では、本書が示した異なる生、すなわち、既存の歴史とは異なるいかなる身体的な歴史を示しているのだろうか。換言すれば、本書が系譜学的に示した出自とはいかなるものなのだろうか。

見るべきは第1章¹²で展開された障害の社会モデル史である。障害を身体的なインペアメントとそれによって社会的に生じているディスアビリティに分離し、後者を解決すべきであるという

社会モデルの歴史はどのように展開されたのか。その発端は1983年のオリバーとサーペイによる *Social Work with Disabled People* まで遡る。オリバーとサーペイは英国におけるソーシャルワーカーの問題としての障害者個人に関する主観的な経験の無視、あるいは障害を個人的な責任とみなすような介入を批判するために障害を社会の側の問題として捉える観点として社会モデルを導入した。オリバーとサーペイによる社会モデルは、しかし、トレメインによって、社会的に構築されたディスアビリティという観点がかえって身体的なインペアメントの客観的自然化、ならびに個人化をもたらし、インペアメントもまた歴史的かつ政治的な構築物である観点を見過ごすものとして批判された。重ねて北島はオリバーがインペアメントを持つものとして障害者を被抑圧者として受動的なものに見做したことと同様に、「トレメインも障害者は抑圧されるがゆえに自律的な存在ではないと見ているのではないだろうか¹³」と批判している。

こうした批判にサーペイはどのように答えているのだろうか。2012年に刊行された *Social Work with Disabled People* の第四版では、サーペイと編者のトーマスは同書に宛てて新たに執筆した序文において¹⁴、同書が障害の社会モデルを初めて導入した書物であること、個人の物語やインペアメント、長期的な疾患といった諸問題への対応がないものとして同書が不当に批判されていること、それらへの応答として同書の主眼があくまで社会モデルの提示であったことを述べている。

我々が系譜学によってここで問うべきことは、トレメインらによるオリバーとサーペイが個人という観点を無視したか否かでもなければ、サーペイが後に語っているように社会モデルがその当時において必要だったという弁明が妥当かどうかでもない。ここで見るべくは『障害者の倫理』第1章で示された北島による障害者である個人の系譜学である。つまり、北島が論じようと試みた「自律的な主体¹⁵」としての障害者は、オリバーとサーペイの社会モデルによるインペアメントとディスアビリティの分離、すなわち、障害を持った個人と社会的な抑圧を受けた個人との分離によって論じることが可能となったのである。たとえ、社会モデルがインペアメントについて、障害を持った個人という仕方で障害そのものの自然化と個人化、そして固定化をもたらしただとしても、こうした分離なくしては障害者個人が負うその複数的な様相について、たとえ元からそこに障害者が生きていたのだとしても、こうして生の様式として認識することはできなかったのである。

本節では最後に『障害者の倫理』第1章の系譜学を踏まえ、あらためて *Social Work with Disabled People* を見ることで、特筆すべき人物を示すことで議論を締め括ろう。その人物とは『障害者の倫理』でもオリバーの議論から引かれているヴィク・フィンケルシュタインである¹⁶。1972年の講演 *The Psychology of Disability* において¹⁷、フィンケルシュタインは1950年代に人間を機械的に扱う当時の心理学を批判したジョージ・ケリーを引き、ケリーの提唱したパーソナル・コンストラクト理論、すなわち、心理学における各個人が持つ視点を重視するという立場と同じように、障害を個人の経験から、そして個人と社会の接点から再検討するように求めた。オリバーとサーペイによって、フィンケルシュタインによる講演は障害を個人的な悲劇として解する観点に自ら抗した「障害者自身の一身上の(personal)現実¹⁸」として引用された。北島が批判するように、オリバーとサーペイによる障害の社会モデルがそれでもなお、個人を受動的なものとしてのみ位置付

けたのだとしても、社会モデルが提示されることによってようやく見出されることになったフィンケルシュタインという人物は自身の現実に基づいて別の可能性を示していたのではないだろうか。繰り返しになるが、以上の見解は『障害者の倫理』第1章における障害者個人の系譜学によって可能となったものであることを改めて強調しておこう。

4. 生きることについて

『障害者の倫理』がその研究理論を示すという形で実践したパレーシア、すなわち、別の生を示す真理の語りは、これまでの安定そのものを闘争的に揺るがす系譜を辿ることによって、異なる生を可能にしていた。本稿は『障害者の倫理』が既に示していたパレーシアとしての側面を描き出すこと、そして、フーコーが用いた系譜学という概念に依拠することで、パレーシアによる主体化がいかなる政治性を持っているのかを問うことをも試みた。けれども、本稿による一連の図式化はともすれば実際に生きるという側面をおざなりにすることにもなってしまったのではないか。本稿が示した図式を経て、改めて『障害者の倫理』が示していた生の諸様式については、いかなる再解釈が生じ得るのだろうか。この開かれた問いでもって本稿を終えたい。

参考文献

- Finkelstein, V. (1972). *The Psychology of Disability*. March 1972 transcript. The UK Disability Archive, Centre for Disability Studies, University of Leeds.
- Foucault, M. (1994). *Dits et écrits, 1954-1988. Tome II: 1970-1975*. Gallimard.
- Oliver, M., Sapey, B., & Thomas, P. (2012). *Social Work with Disabled People*. Palgrave Macmillan.
- Peers, D. (2009). “(Dis)empowering Paralympic histories: absent athletes and disabling discourses”, *Disability & Society*, 24:5, 653 – 665.
- 北島加奈子 (2025). 『障害者の倫理 フーコーからパラリンピックまで』 晃洋書房.
- フーコー, ミシェル (2000). 『ミシェル・フーコー思考集成〈5〉権力・処罰—1974 - 1975』 蓮實重彦・渡辺守章監修, 小林康夫・石田英敬・松浦寿輝編, 筑摩書房.
- フーコー, ミシェル (2006). 『フーコー・コレクション 3 言説・表象』 小林康夫・石田英敬・松浦寿輝編, 筑摩書房.

¹ 本稿は2026年3月20日に行われた北島, 2025に関する合評会での原稿に基づくものである。同合評会はフーコー協会主催・大阪大学人間科学研究科近藤研究室、哲学の実験オープンラボ大阪大学大学院人間科学研究科附属未来共創センター共催のもと、オンラインで行われた。

² 北島, 2025: 29-49. なお、本節では扱わなかった第2章の冒頭については次節で扱う。

³ 北島, 2025: 4.

⁴ Peers, 2009: 654.

⁵ 北島, 2025: 28-29. 第2章の冒頭、フーコー思想の解釈における権力論と主体論の連続性を認めるか否かという問題が存することについて論じられている。『障害者の倫理』は両者を連続するものとして、すなわち、主体に関する議論は権力の問題へと繋がるという立場にあることが言明されている。

⁶ Foucault, 1994: 538-553. 邦訳については次を参照。フーコー, 2000: 94-111.

⁷ Foucault, 1994: 538-539. 邦訳については次を参照。フーコー, 2000: 95.

⁸ Foucault, 1994: 539. 邦訳については次を参照。フーコー, 2000: 98.

⁹ Foucault, 1994: 136-156. 邦訳については次を参照。フーコー, 2006: 349-390.

¹⁰ ニーチェが出自を示す *Herkunft* と遺産を意味する *Erbschaft* を結びつけていたことについてフーコーは着目している。Foucault, 1994: 141-142. 邦訳については次を参照。フーコー, 2006: 359-360.

¹¹ 邦訳については次を参照。フーコー, 2006: 361.

¹² 北島, 2025: 6-27.

¹³ 北島, 2025: 26.

¹⁴ Oliver, Sapey, and Thomas, 2012: xi-xiii.

¹⁵ 北島, 2025: 26.

¹⁶ 北島, 2025: 20.

¹⁷ Finkelstein, 1972.

¹⁸ Oliver, Sapey, and Thomas, 2012: 14-15.